

特定物質の製造等に関する訓令を次のように定める。

平成7年8月1日

防衛庁長官 玉 沢 徳 一 郎

特定物質の製造等に関する訓令

改正 平成13年 1月 6日庁訓第 2号
平成18年 7月28日庁訓第 1号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 8月30日省訓第 145号
平成26年 5月30日省訓第36号
平成27年10月 1日省訓第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく特定物質の製造、使用その他の取扱い（以下「特定物質の製造等」という。）について定めるものとする。

2 特定物質の製造等に関しては、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この訓令によるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定物質 法第2条第3項に規定するものをいう。

(2) 幕僚長等 防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう

(実施の協力)

第3条 防衛大学校、防衛医科大学校、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁は、特定物質の製造等に関し相互に密接に協力しなければならない。

(年度計画の承認)

第4条 幕僚長等は、その年度において特定物質の製造等をしようとする場合には、当該年度の開始前に、その年度における特定物質の製造等の計画（以下「年度計画」という。）を別紙様式第1により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 幕僚長等は、年度の開始前に年度計画の承認を受けていない場合で、その後の特別の事情により、

その年度に特定物質の製造等をしようとするときは、前項の規定の例により、あらかじめ防衛大臣の承認を受けなければならない。

- 3 幕僚長等は、事情の変更その他の事由により、年度計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、別紙様式第2により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(譲渡し及び譲受けの手続き)

第5条 幕僚長等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、別紙様式第3により申請し、防衛大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 特定物質を防衛省以外の者に譲り渡すとき。
- (2) 特定物質を防衛省以外の者から譲り受けるとき。

- 2 幕僚長等は、前項の規定により譲り渡し、又は譲り受けた場合には、別紙様式第4により、遅滞なく、防衛大臣に報告しなければならない。

- 3 防衛大臣は、幕僚長等から前項の譲渡しの報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に届ける。

(安全管理)

第6条 幕僚長等は、特定物質の製造等に伴う危害の発生、特定物質の盗取、所在不明その他の事故を防止するため、安全管理に必要な措置を講じなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の安全管理に関し、必要と認める場合には、防衛大臣の指定する職員に、その状況を検査させるものとする。

(運搬)

第7条 幕僚長等は、特定物質を運搬しようとする場合には、法第17条第1項の規定により都道府県公安委員会に届出を行うとともに、届け出た書類の写を防衛大臣に送付しなければならない。

- 2 幕僚長等は、特定物質を運搬するときは、当該運搬を行う者に都道府県公安委員会から交付された運搬証明書を携帯させなければならない。

(廃棄)

第8条 幕僚長等は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その特定物質（第1号に該当する場合にあっては、同号に規定する数量を超える部分に限る。）を廃棄しなければならない。

- (1) 年度計画の数量を超えて特定物質の製造をしたとき。
- (2) 特定物質を使用することを要しなくなったとき。
- (3) 防衛省以外の者に譲り渡すために特定物質の製造をした場合において、その後の事情の変更その他の事由により、その防衛省以外の者がその特定物質を譲り受ける必要がなくなったとき又は譲り受けることができなくなったとき。

- 2 幕僚長等は、前項の規定により特定物質を廃棄した場合には、別紙様式第5により防衛大臣に報告しなければならない。

(製造又は使用に係る数量等の届出)

第9条 幕僚長等は、前年において製造をした特定物質の数量等に関し、別紙様式第6により毎年1月末日までに防衛大臣に報告しなければならない。

- 2 幕僚長等は、特定物質の使用をした場合には、別紙様式第7により、直ちに防衛大臣に報告しなければならない。

3 防衛大臣は、前2項の報告を受けた場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る。

(記録)

第10条 幕僚長等は、法第22条の規定により、日誌を備え、特定物質の製造に関する事項を物質ごとに記録しなければならない。

(事故報告等)

第11条 幕僚長等は、特定物質の製造等に伴い危害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の場合において、自衛隊の施設等の近隣に危害が及ぶおそれがある場合には、直ちにその旨を警察官、消防吏員及び関係機関に通報しなければならない。

3 幕僚長等は、その所持する特定物質が盗取され、又は所在不明となった場合には、直ちにその旨を警察官又は海上保安官に届け出るとともに、防衛大臣に報告しなければならない。

(管理換の承認)

第12条 特定物質は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「物品管理規則」という。）第18条第2項第1号に規定する防衛大臣の指定する物品とする。

2 第4条第1項から第3項までの規定による年度計画及び年度計画の変更並びに第5条第1項の規定による譲渡し又は譲受けの申請の中に特定物質の管理換が明記されている場合には、第4条第1項から第3項まで及び第5条第1項の規定による防衛大臣の承認をもって、物品管理規則第18条第2項第1号の規定による管理換の防衛大臣承認とする。

(防衛省以外の国の機関が行う特定物質の製造等)

第13条 陸上幕僚長は、法第34条第1項の規定により防衛省以外の国の機関が陸上自衛隊化学学校（以下「学校」という。）において特定物質の製造等を行うため、当該機関から国有財産法の規定による学校の施設の使用の承認申請がなされた場合には、特定物質の種類及び数量、製造等の目的、時期及び方法その他参考となる資料を付して、あらかじめ防衛大臣の承認を受けなければならない。

(防衛大臣の指示)

第14条 特定物質の製造等に関しこの訓令により難しいときは、防衛大臣は別段の指示をするものとする。

(委任規定)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めた場合には、速やかにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

附 則 (抄)

1 この訓令は、平成7年8月1日から施行する。

2 幕僚長等は、平成7年度において特定物質の製造等を行う場合には、第4条第1項の規定にかかわらず、速やかに年度計画を申請し、長官の承認を受けなければならない。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

（様式の変更に関する経過措置）

- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式第1 (第4条関係)

平成 年度特定物質の製造等の計画書

計画区分		4月から12月までの計画				1月から3月までの計画				
製 造	特定物質の種類及び数量	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> グラム				計 グラム				計 グラム
	製造の目的					/				/
	製造の時期	年月(グラム)								
	製造の場所									
使用する材料	別添資料(品名、保有量、入手方法を記載)のとおり									
使 用	特定物質の種類及び数量	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> グラム				計 グラム				計 グラム
	使用の目的					/				/
	使用の時期	年月(グラム)								
	使用の場所									
特定物質の取得方法	別添資料(製造施設の図面、製造工程、製造に用いる器具、機械又は装置を記載)のとおり									
運 搬	特定物質の種類及び数量	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> グラム				計 グラム				計 グラム
	運搬の目的					/				/
	運搬の時期	年月(グラム)								
	運搬の区間	別添資料のとおり								
運搬の方法										
廃 棄	特定物質の種類及び数量	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> グラム				計 グラム				計 グラム
	廃棄の理由					/				/
	廃棄の時期	年月(グラム)								
	廃棄の場所									
廃棄の方法	別添資料(廃棄施設の図面、廃棄の方法、廃棄に用いる器具、機械又は装置を記載)のとおり									
製造等の責任者										
その他特記事項										

備考1 特定物質の数量については、グラム単位として、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

2 特定物質の管理換を行う場合は、製造の目的欄に管理換先及び数量を記入し、特定物質の取得方法欄に管理換元及び数量を記入すること。

別紙様式第2 (第4条関係)

平成 年度特定物質の製造等の変更申請書

変更事項		
変更 内容	新	
	旧	
変更理由		

備考 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

別紙様式第3（第5条関係）

譲渡し }
承認申請書
譲受け }

譲渡し又は譲受けをする年月日	
特定物質の種類	
特定物質の数量	
相手方の氏名	
相手方の住所	
相手方の許可の番号	
理由	

備考1 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

2 この申請書は、特定物質ごとに作成すること。

3 特定物質の管理換を伴う場合には、管理換する数量並びに管理換先及び管理換元を、理由の欄に記入すること。

別紙様式第4（第5条関係）

譲渡し }
報告書
譲受け }

承認を受けた年月日及び文書番号	
譲渡し又は譲受けをする年月日	
特定物質の種類	
特定物質の数量	
相手方の氏名	
相手方の許可の番号	

相手方の住所	
運搬者の氏名	
運搬者の住所	

備考1 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

- 2 この申請書は、特定物質ごとに作成すること。
- 3 報告書に承認申請書の写を添付すること。

別記様式第5（第8条関係）

廃棄報告書

廃棄した特定物質の種類及び数量	
廃棄した年月日	
廃棄の理由	
廃棄の場所	
廃棄の方法	1. 廃棄施設の図面（別添資料を参照）
	2. 廃棄の方法
	3. 廃棄に用いる器具、機械又は装置
	4. その他

備考1 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

- 2 この報告は、特定物質ごとに作成すること。

別紙様式第6（第9条関係）

製造等報告書

特定物質の種類	製造数量	製造年月日	前年の最大保有量
	計		

備考1 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

- 2 この報告書には、前年1月1日から12月31日までの製造数量及び最大保有量を記入すること。

別紙様式第7（第9条関係）

使用実績報告書

特定物質の種類	使用数量	使用年月日	目的等
	計		

備考1 特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。